

平成31年度第1回総会（月例）議事録

日 時	平成31年4月26日（金） 午後3時開会																								
場 所	市役所本館2階 講堂																								
出席委員 （17名）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">上入來 幸一（会長）</td> <td style="width: 33%;">松下 清美（会長代理）</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>有村 伊智博</td> <td>岩元 節朗</td> <td>仮屋 幸孝</td> </tr> <tr> <td>堂免 修</td> <td>弟子丸 宗一</td> <td>永尾 寛</td> </tr> <tr> <td>鳩宿 隆雄</td> <td>福永 大悟</td> <td>外園 義興</td> </tr> <tr> <td>村山 利清</td> <td>横峯 明人</td> <td>脇田 サトエ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>園山 一則</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>中村 秀彦</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>堀之内 薫</td> </tr> </table>	上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）		有村 伊智博	岩元 節朗	仮屋 幸孝	堂免 修	弟子丸 宗一	永尾 寛	鳩宿 隆雄	福永 大悟	外園 義興	村山 利清	横峯 明人	脇田 サトエ			園山 一則			中村 秀彦			堀之内 薫
上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）																								
有村 伊智博	岩元 節朗	仮屋 幸孝																							
堂免 修	弟子丸 宗一	永尾 寛																							
鳩宿 隆雄	福永 大悟	外園 義興																							
村山 利清	横峯 明人	脇田 サトエ																							
		園山 一則																							
		中村 秀彦																							
		堀之内 薫																							
欠席委員 （2名）	上四元 正昭 豊留 辰男																								
事務局	<p>事務局長 木口屋</p> <p>主 幹 榊</p> <p>支局主任 大小田、村田、末永、吉永、東、溝川、今吉、濱畑、引地</p> <p>専門員 大久保、矢崎、有田</p> <p>主 査 内村、水盛、取違、井上、二俣、原口</p> <p>主 事 塩田</p> <p>主 任 鮫島、山本、飯田</p>																								
農政総務課	主 任 羽生																								
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更に関する件 3 農地法第4条許可申請に関する件 4 農地法第5条許可申請に関する件 5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 6 非農地認定に関する件 7 農地利用変更届出に関する件 8 農用地利用集積計画に関する件 9 相続税の納税猶予に関する件 																								
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 農用地利用配分計画に関する報告の集計について 5 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 																								

議 長	<p>開 会 (午後 3 時)</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、平成 3 1 年度第 1 回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、審議に入ります前に、4 月 1 日付けで行われました、事務局職員の人事異動について、木口屋事務局長から紹介をお願いします。</p> <p>(木口屋事務局長から各支局の支局主任並びに職員紹介)</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>1 9 人中 1 7 人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、上四元委員、豊留委員から出されています。</p> <p>松元の発表委員は、1 5 番委員に変更になります。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、園山委員、中村委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
-----	---

議 題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1ページ～6ページ 10件	
議 長	<p>それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず始めに、6ページ、郡山の番号10号につきましては、平成30年度第11回総会において、「買受適格証明願に関する件」で審議済ですので、今回は、報告事項になりますことをお知らせします。</p> <p>まず、谷山、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、譲受理由：規模拡大、譲渡理由：相手要望、権利の種別と内容：所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、4番委員お願いします。</p>
4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、14番委員お願いします。</p>
1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。</p> <p>番号4号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、10番委員お願いします。</p>
1 0 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、相手要望、生活資金、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、15番委員お願いします。</p>
1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、郡山、18番委員お願いします。</p>

18番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。</p> <p>番号9号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。</p> <p>先程、議長から説明がありましたように、第11回総会において、「買受適格証明願に関する件」で、審議済みですので、今回は報告事項になります。</p> <p>番号10号、規模拡大、その他、所有権移転、公売。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」9件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題2. 農地転用事業計画変更に関する件</p> <p>7ページ～8ページ 2件</p>	
議長	<p>次に、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。</p> <p>議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」谷山の番号2号の案件が、この事業計画に関連するので併せて、審議していただききたいと思います。</p> <p>それでは、谷山、9番委員お願いします。</p>

9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、許可日：平成29年6月1日、許可番号：農委第2825-75号、権利の種別：農地法第5条事業計画変更、所有権移転、売買、変更後の事業計画：建売住宅6棟、変更前の事業計画：建売住宅8棟。変更計画の概要：棟数8棟→6棟、別件事変番号2用途変更、別件4条番号2同時申請。</p> <p>番号2号、許可日：平成29年6月1日、許可番号：農委第2825-75号、権利の種別：農地法第5条事業計画変更、所有権移転、売買、変更後の事業計画：駐車場、変更前の事業計画：建売住宅。変更計画の概要：建売住宅→駐車場に事業変更、別件事変番号1縮小変更、別件4条番号2同時申請。</p> <p>この件につきましては、9ページ、4条許可申請番号2と関連がありますので、合わせて読み上げます。</p> <p>番号2号、転用目的・施設等：駐車場、駐車場206.00㎡、通路等384.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…水路、南…河川、西…別件事変申請地、市道、北…別件事変申請地、水路、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>以上、3件について、事務局より補足して説明致します。</p>
事 務 局	<p>5条事業計画変更申請及び4条許可申請について、関連がございますので図面により合わせてご説明いたします。(図面掲示)</p> <p>まず、申請地の位置関係でございますが、谷山支所から北北西へ約5.5km、県道永吉入佐鹿兒島線、星ヶ峯ニュータウン入口近くの2種その他の農地です。</p> <p>最初に事業計画変更についてですが、当初事業計画は、市内で不動産を営む法人が、建売住宅8棟の建築販売を目的として、平成29年6月1日付で許可を受けております。盛土・整地まで完了させたのち、従前地の合筆・分筆を行い、宅地6区画分と「道路」、「雑種地」、「水路」はすでに登記地目を変更済であり、残り2区画分は土で全体が覆われている不耕作の「畑」であります。</p> <p>また、すでに地目が変更になっている宅地部分については、2棟が完成、1棟が建築中であります。</p> <p>この様な中、開発した申請地内の戸建て住宅販売が停滞している一方、近隣の店舗、クリニック等から、駐車場として利用できないかとの問い合わせが多く寄せられていること、駐車場への変更計画部分は、河川沿いに位置するいびつな形状で、区画条件が劣ることから、早期の販売が見込めず、申請人の経営の安定を図るために、建売住宅の棟数減と残地部分を駐車場へと用途変更する事業計画変更の許可申請がなされたものです。</p> <p>続きまして、4条許可申請書についてご説明いたします。</p> <p>申請者は、事業計画変更でご説明した農地について、いずれも取得し移転登記済みであることから、前回の5条申請から転じて、改めて4条許可申請により、駐車場として整備した後、月極め駐車場として賃貸借しようとするものです。</p> <p>なお、駐車場の整備に際しましては、利用希望の需要もあることから、転用は確実に行われるものと思われまます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

議 長	<p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」2件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p> <p>また、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」番号2号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題3. 農地法第4条許可申請に関する件 9ページ 2件</p>	
議 長	<p>次に、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど谷山の1件につきましては、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の1件について審議していただききたいと思います。</p> <p>それでは、谷山、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、転用目的・施設等：一般住宅、住家1棟64.56㎡、通路53.05㎡、庭敷地等157.39㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…市道、本人畑、西・北…本人畑、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>この件に関して、補足して説明します。</p> <p>申請地は、都市計画法に規定されている「風致地区」のうち、慈眼寺風致地区の区域内にあり、この地区内には、慈眼寺公園、ふるさと考古歴史館があります。</p> <p>この風致地区において、建物の建築を行う場合には、周辺の風致を維持するために、植栽等を行い、緑地部分の割合を20%以上確保することになっており、申請人はこの基準を満たしているところであります。</p> <p>以上です。</p>

議	<p>長</p> <p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」1件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題4. 農地法第5条許可申請に関する件</p> <p>10ページ～18ページ 26件</p>	
議	<p>長</p> <p>次に、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、9番委員お願いします。</p>

9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、権利の種類：賃借権設定、売買、転用目的・施設等：通路、通路1，161.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…雑種地、西…宅地、市道、南…宅地、他人畑、北…宅地、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明します。</p> <p>申請地は、隣接する東側雑種地での老人ホーム建設工事のため、来年4月まで通路として一時的に転用し、終了後、農地に復元するものです。</p> <p>番号2号、所有権移転、売買、建売住宅、住家2棟148.22㎡、庭敷地等341.78㎡、東・北…里道、西…渡人畑、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号3号、所有権移転、売買、庭敷地、庭敷地77.00㎡、東・西・北…宅地、南…宅地、私道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明します。</p> <p>申請地は現地調査の際、すでに盛土がなされていたことから、代理人を通じて、過去の経緯を含めた始末書の提出を求め、農地法の許可なく今後このような事がないよう、指導を行ったところであります。</p> <p>番号4号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟72.87㎡、庭敷地等119.13㎡、東…他人畑、西…渡人畑、里道、南…私道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について補足して説明します。</p> <p>申請地は、過去に駐車場として無断転用されており、現在も碎石が点在しておりました。</p> <p>よって、代理人を通じて、過去の経緯を含めた始末書の提出を求め、農地法の許可なく今後このような事がないよう、指導を行ったところであります。</p> <p>番号5号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟86.12㎡、庭敷地等113.88㎡、東…里道、水路、西・北…渡人畑、南…水路、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号6号、所有権移転、売買、建売住宅、住家5棟380.07㎡、庭敷地等721.24㎡、東・西・北…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号7号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟86.95㎡、庭敷地等298.05㎡、東・北…里道、西・南…宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…公共下水道。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、4番委員お願いします。
4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、所有権移転、売買、車両置場、車両置場1，191.00㎡、転回場等981.00㎡、東…県道、西・北…水路、南…里道、境界…コンクリート擁壁、雨水…水路放流。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、吉野、17番委員お願いします。
17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、所有権移転、売買、土捨場、土捨場9,405.57㎡、東・北…山林、西・南…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号10号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟96.88㎡、庭敷地等203.12㎡、東…宅地、貸人畑、西…山林、南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号11号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟109.30㎡、通路102.10㎡、庭敷地等359.02㎡、東…宅地、雑種地、西・南…他人畑、北…市道、雑種地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号12号、所有権移転、売買、発電施設、太陽光発電1,983.09㎡、東…里道、西…渡人畑、市道、南…市道、北…山林、渡人畑、境界…土留、雨水…市道側溝。</p> <p>この件につきまして、補足説明をさせていただきます。</p> <p>申請人は、ハウスメーカーではありますが、「法人登記事項証明書」並びに「定款」によりますと、「太陽光等による発電及びその管理・運営並びに電気の販売に関する業務」を行っており、申請要件を満たした法人であります。</p> <p>今回の申請につきましては、経済産業省から、平成31年3月20日に「事業計画認定」を受けております。</p> <p>なお、全体の太陽光発電施設の規模としましては、総面積1,983.09㎡、パネル750枚、発電出力240KWで、約50世帯分の年間消費電力量を賄うこととなりますが、そのうち、申請地1,281.00㎡には、450枚を設置する予定でございます。</p> <p>番号13号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場232.00㎡、東…宅地、北…市道、西…他人畑、山林、南…雑種地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、14番委員お願いします。
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場141.00㎡、通路等933.00㎡、東…市道、西・北…山林、南…里道、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟122.49㎡、庭敷地等207.51㎡、東…市道、水路、西…私道、南…市道、北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号16号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟107.40㎡、庭敷地等303.60㎡、東…市道、北…他人畑、西…宅地、他人畑、南…宅地、水路、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号17号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟102.68㎡、庭敷地等297.32㎡、東…貸人畑、西…宅地、南…他人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号18号、賃借権、設定、土砂仮置場、土砂仮置場563.00㎡、転回場等108.00㎡、東…市道、西…里道、水路、南…他人田、水路、北…原野、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足説明をします。</p> <p>申請者は土木建築工事等を営む法人ですが、今回切土法面整形工事を請け負うにあたり、切土した土砂が近くの申請地に堆積するため、ここで一旦仮置きしてから他の土砂置場へ運び出すこととなります。</p> <p>申請地には境界等を土留及び木材・竹などで擁壁を設置し、周辺農地へ土砂等の流失防止対策を図ります。</p> <p>なお申請地の農地区分は、農用地区域内農地であるため一時転用期間終了後は、元の農地へ復元することとなります。</p> <p>番号19号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟89.43㎡、庭敷地等354.57㎡、東…他人畑、水路、西・南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、15番委員お願いします。

15番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号20号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟110.00㎡、庭敷地418.00㎡、東…里道、西・北…市道、南…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号21号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場等327.00㎡、仮設プレハブ1棟20.00㎡、駐車場80.00㎡、東…里道、西…他人田、南…市道、北…宅地、境界…防護柵、雨水…自然流下。</p> <p>番号22号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場等429.00㎡、仮設プレハブ1棟20.00㎡、駐車場100.00㎡、東…市道、西…宅地、南…里道、北…雑種地、境界…防護柵、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から南東へ4.5kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請地は、日置市で造園業を営む受人が、鹿児島市内からも仕事の依頼が多くなったため、申請地を買い受け資材置場として転用しようとするものです。</p> <p>番号23号、所有権移転、売買、庭敷地、庭敷地176.00㎡、東・南…宅地、西…他人畑、北…山林、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から北西へ約600mに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請地は、受人が弟の土地を農地であることを知らないまま借受け、平成元年頃から隣接する自宅の庭敷地としてすでに使用していたもので、今回始末書添付の上申請されたものです。</p> <p>申請人には、転用を行う場合は農地法の許可を受けなければならないこと、今後はこのようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>また、周囲の状況に道路がありませんが、南側にある自宅の東側にある里道を通して進入することとなっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、郡山、18番委員お願いします。

1 8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号24号、所有権移転、売買、建売住宅、住家4棟222.75㎡、庭敷地385.97㎡、東・南…宅地、西・北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号25号、所有権移転、売買、建売住宅売買、住家1棟52.99㎡、庭敷地80.14㎡、東・南・北…宅地、西…国道、境界…ブロック積、雨水…国道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について、補足説明をさせていただきます。</p> <p>本件は建売住宅売買となっておりますが、建売住宅建築につきましては平成30年6月28日付けで5条転用許可済みであります。</p> <p>今回の申請はその完成した建売住宅を受人が購入することによるもので、本来は許可不要です。</p> <p>しかし、当該地は土地区画整理事業を実施中の地域内に位置し、事業完了するまで、所有権移転を行うには、登記手続き上農地法の許可書の添付を求められることから、便宜的に許可を行う必要があるものです。</p> <p>番号26号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟89.84㎡、庭敷地171.62㎡、東…国道、西・南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…国道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、一時転用の番号18号は農用地区域内農地、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
1 6 番 委 員	<p>18ページですが、仮換地になっておりますが、仮換地指定が行われたその土地は、仮換地の所有者のものとして住宅を建てるのは、全く問題はないのですか。</p>
事 務 局	<p>只今の件について説明致します。</p> <p>区画整理区域内の農地につきましては、仮換地先の使用収益をするという形になっております。従いまして、仮換地先の農地についての転用許可となりますので、そこについて住宅を建てる等の行為が、農地法の4条もしくは5条の許可があれば可能であるものでございます。</p>
1 6 番 委 員	<p>わかりました。</p>

議	長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」26件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、農用地区域内農地である番号18号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題5. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 19ページ～22ページ 12件</p>		
議	長	<p>次に、議題5.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>吉野、吉田、桜島、喜入地区に合意解約の通知が出ております。</p> <p>委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件、12件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<p>議題6. 非農地認定に関する件 23ページ～27ページ 12件</p>		
議	長	<p>次に、議題6.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、9番委員お願いします。</p>
9番委員		<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号2号、調査結果：8087-5：雑木自然繁茂、約70年経過、現況山林。</p> <p>8088-3：住家1棟、約70年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>次に、伊敷、4番委員お願いします。</p>

4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、調査結果：住家2棟、43年経過、現況宅地。</p> <p>番号4号、調査結果：4877、4878、4879、4880-乙：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。4890-5、4984：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。4982-2、4988：杉、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、17番委員お願いします。
1 7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、調査結果：2355-2：住家1棟、26年経過、現況宅地。2357-4：通路として26年経過、現況道路。</p> <p>番号6号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、14番委員お願いします。
1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>番号8号、調査結果：住家1棟、21年経過、現況宅地。</p> <p>番号9号、調査結果：ゴキ竹・コサン竹・雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>番号10号、調査結果：ゴキ竹・コサン竹・雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>番号11号、調査結果：ゴキ竹・コサン竹・雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>番号12号、調査結果：ゴキ竹・コサン竹・雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「非農地認定に関する件」12件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題7. 農地利用変更届出に関する件</p> <p>28ページ 1件</p>	
議 長	次に、議題7.「農地利用変更届出に関する件」を審議します。それでは、吉野、17番委員お願いします。

17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑として利便性を高める。工事開始日：平成31年3月10日、工事終了日：平成31年3月24日、周囲の状態：東…里道、西…宅地、南…宅地、雑種地、北…市道、宅地、境界…土留、作物…野菜、高さ…1.0m、搬入土…黒土。</p> <p>この件について、補足説明をさせていただきます。</p> <p>申請人は、農地の利用変更を行う際には、農業委員会の承認が必要であることを知らず、既に、自身で工事を完了させていたため、今回、「農地利用変更届出書」に「始末書」を添付させ、追認で承認を得ようとするものです。</p> <p>なお、申請人には、代理人を通じ、農地の利用変更を行う際には、農業委員会の承認が必要であることを指導しました。</p> <p>また、搬入土は行わず、切り土・盛り土を行った土をそのまま利用し、耕作を行う予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農地利用変更届出に関する件」1件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<p>議題8. 農用地利用集積計画に関する件 29ページ～43ページ 37件</p>	
議長	<p>次に、議題8.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議題 8. 「農用地利用集積計画に関する件」について、ご説明申し上げます。 29 ページをお開きください。</p> <p>「議案第 8 号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、平成 31 年 4 月 30 日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権 16 件 19,793.00㎡、うち新規 15 件 19,133.00㎡、賃借権 21 件 30,272.00㎡、うち新規 15 件 21,702.00㎡、合計 37 件 50,065.00㎡、うち新規 30 件 40,085.00㎡となっております。</p> <p>次に 30 ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間 10 年が 13 件、3 年、5 年から 10 年未満、11 年以上が各 1 件となっております。</p> <p>次に 31 ページをお願いします。</p> <p>これは、29 ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間 10 年が 7 件、5 年が 5 件、5 年から 10 年未満が 4 件、1 年から 3 年未満が 3 件、3 年、11 年以上が各 1 件となっております。</p> <p>次に 32 ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権 27 筆、賃借権 29 筆、計 56 筆。面積は、田 15,344.00㎡、畑 28,576.00㎡、樹園地 6,145.00㎡、計 50,065.00㎡うち更新分は、9,230.00㎡です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は 37 人。うち更新分は 7 人となっております。</p> <p>次に 33 ページから 43 ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画総括表の使用貸借権、賃借権、所有権の内容です。</p> <p>記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10a の賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「16 番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16 番委員どうぞ。</p>
16 番委員	<p>29 ページですが、利用権の設定が行われたのが、50,065.00㎡となっておりますが、これは、いつからいつまでの件数なのでしょうか。</p>

事 務 局	<p>只今のご質問について申し上げます。</p> <p>只今の件につきましては、4月10日までに利用権の集積報告があったものを取りまとめたものでございます。その中で、使用貸借権が16件、賃借権が21件、合計37件、50,065.00㎡の申請があったものでございます。</p> <p>3月11日から4月10日までの間に集積計画が出てきたものについての件数及び面積となります。</p>
1 6 番 委 員	<p>すでに利用権の設定がされているは、全体でいくらあるのか、担い手に利用されているのは全体にしていくらなのかというのわかりますか。</p>
事 務 局	<p>只今の件について申し上げます。</p> <p>これまで利用権の設定がされて、現に利用権が継続しているものの面積がいくらなのかということをお尋ねなのかと思います。これにつきましては、現時点で直近の数値というものをまだ持ち合わせておりません。ただ、毎年6月の決算の際に統計資料としては、持ち合わせております。その内容というのは、年度末時点での利用権が継続している面積ということになりまして、それにつきましては、今後統計としてお示しができるのではないかと考えておりますが、現時点で正確にお示しできるものはないです。</p>
1 6 番 委 員	<p>利用権の設定を盛んに言うわけですが、国は全体として、80%を目指すということですが、この鹿児島市では、どれ位の面積が利用権設定で利用されているかというのわかりますか。</p>
事 務 局	<p>手元に資料はないところでございますが、直近の数値で申し上げますけど、平成31年1月末時点での数値というものはお示しができるかと思います。ただ、今この場に持ち合わせておりませんので、次回の総会で1月31日時点で利用権が継続しているものの件数及び面積をお示ししたいと思います。</p>
1 6 番 委 員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題9. 相続税の納税猶予に関する件</p> <p>44ページ～46ページ 3件</p>	
議 長	<p>次に、議題9.「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、吉野、17番委員お願いします。</p>

1 7 番 委 員	<p>お手元の資料をご覧ください。</p> <p>この証明は、農地の相続が発生したとき、申告期限の翌日から20年間営農を継続することにより、相続税の支払いを一定の条件のもとに猶予又は免除する、相続税の納税猶予の申請に係るものでございます。</p> <p>今回3件の申請がありましたが、全て同じ被相続人の子で、今回が5回目の発行となります。</p> <p>3件とも平成31年4月15日に1番委員、私、事務局職員4名の計6名で現地調査を行いましたので、その結果についてご説明申し上げます。</p> <p>まず番号1からです。特例適用農地1は、ビニールハウスが3棟ありまして、アスパラ、トマト、ほうれん草、ナス、ピーマン、ミズナを作付中でした。</p> <p>また、露地に、玉ネギ、キャベツ、人参、インゲン、ハクサイ、ニンニク、エダマメ、ソラマメ、カボチャ、タカナを作付中でした。</p> <p>次に特例適用農地2は、露地にソラマメ、ブロッコリー、ジャガイモ、玉ネギ、サトイモを作付中でした。</p> <p>次に番号2をご覧ください。</p> <p>特例適用農地1は、ビニールハウスが3棟あり、そのうち1棟には、レタス、トマト、コマツナを作付中でした。あとの2棟には、トマト、ほうれん草、ピーマンを作付け予定とのことでした。また、露地には、キャベツ、レタス、深ネギ、玉ネギ、スナップエンドウ、ジャガイモ、ナス、ニンニク、グリーンピース、コマツナ、トマトを作付中でした。</p> <p>最後に番号3をご覧ください。特例適用農地1と2は、続き地で、ビニールハウス2棟にはユリを栽培中であり、ほうれん草、グリーンピース、インゲン、ピーマン、大根、トマトを作付中でした。</p> <p>また、露地に、キャベツ、ラッキョウ、ジャガイモ、ソラマメ、ニンニク、エダマメを作付中でした。</p> <p>従いまして、資料1から3の各特例適用農地において、申請者が農業経営を行っていることを確認しましたので、それぞれ「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については支障ないものと判断したところでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9.「相続税の納税猶予に関する件」3件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p>

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 47ページ～48ページ 2件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、9番委員お願いします。
9 番 委 員	報告します。47ページです。 照会日：平成31年4月4日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成31年4月18日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、48ページです。 照会日：平成31年4月9日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成31年4月18日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 49ページ～51ページ 10件	
議 長	次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項4「農用地利用配分計画に関する報告の集計について」 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	49ページをお開きください。 報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は10件です。 登記地目別では、田3筆、1,513.00㎡、畑33筆、21,452.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が11件。権利の種別は、所有権が11件。農業委員会によるあっせん等は、有が1件、無が9件となっております。 50ページから51ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。

3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 52ページ～60ページ 24件	
事 務 局	<p>52ページをお開きください。</p> <p>報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係は、多い順に一般住宅が3件、その他が1件、合計4件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が16件、その他が2件、共同住宅、店舗等が各1件、合計20件となっております。</p> <p>53ページから54ページは、4条関係4件、55ページから60ページは、5条関係20件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
4. 農用地利用配分計画に関する報告の集計について 61ページ～62ページ 5件	
事 務 局	<p>61ページ「報告事項4」をお願いします。</p> <p>平成31年3月28日認可の農用地利用配分計画に関する報告の集計です。</p> <p>これらは、県地域振興公社が作成した農用地利用配分計画について、県知事が認可したことにより、平成31年3月31日から貸付の始期が始まるものです。</p> <p>使用貸借権1件2筆3,966.00㎡、賃借権4件4筆2,386.00㎡、合計5件6筆6,352.00㎡となっております。始期は平成31年3月31日からになります。</p> <p>今回の分は、2月の総会で審議していただいた農用地利用集積計画で、農地を中間管理機構である県地域振興公社に貸し付けたものを、同公社が担い手へ貸し出したものになります。</p> <p>62ページは、先ほど説明しました農用地利用配分計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>

**5. 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について
別冊資料2**

<p>事務局</p>	<p>報告事項5 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>別冊資料2をご覧ください。</p> <p>この報告は、担い手への農地集積・集約化を推進することを目的に実施している、農地利用の意向確認を内容とする鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検活動の、1月期の実施状況について報告するものです。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず 二段書きの上の段の1月期については、訪問戸数186戸、うち不在11戸、調査回答戸数175戸、貸出希望11戸384.87アール、借入希望4戸727.00アール、貸出・借入・中間管理事業活用実績は、活動が始まって以来、初めて吉田支局でありまして、2戸19.94アールでした。</p> <p>次に、下の段の累計については、訪問戸数1,582戸、うち不在49戸、調査回答戸数1,512戸、貸出希望106戸2,522.45アール、借入希望18戸1,219アール、貸出・借入・中間管理事業活用実績は2戸19.94アールでした。</p> <p>各地区の実績についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午後3時55分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>

<p>事 務 局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度第2回総会開催日時は、 5月7日（火）午前10時30分開会 本館2階 講堂 ・令和元年度第3回総会（月例）開催日時は、 5月29日（水）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
<p>議 長</p>	<p>本日の総会はこれで終了となりますが、各委員の皆様に置かれましては、農業委員の任期満了による最後の総会となりますので、代表して一言申し上げます。</p> <p>（会長挨拶）</p> <p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午後4時00分）</p>